

滑川市在宅高齢者配食サービス事業

配食サービスとは、食事の調理が困難なひとり暮らしの高齢者または、高齢者のみの世帯（若しくはこれに準じる高齢者）で見守りが必要な方に対し、1日1回食事を配達（見守り及び安否確認含む）し、食生活の改善と健康増進を図り、在宅での自立支援及び介護予防のため生活支援を行う事業です。



1. 対象者

おおむね65歳以上の高齢者であり、かつ下記のいずれかに該当する方

①ひとり暮らし高齢者(65歳以上の高齢者)で、見守りが必要な方

②高齢者のみの世帯(ともに65歳以上の高齢者で構成する世帯)で、

②見守りが必要な方

③①または②に準じる世帯で見守りが必要な方

A 高齢者と小学生以下の子供で構成する世帯

B 高齢者と障害者で構成する世帯

C 日中独居高齢者(本人に持病等があり、常時見守りが必要な方)

2. サービスの内容

食事の配達（月曜日から土曜日の昼食のみ）



3. 利用者負担額（1回につき）

利用者負担金については、サービス提供業者ごとに異なります。
業者へ直接支払いをお願いします。

4. 手続きの流れ

